

告 示 第 8 号

令和7年3月3日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 枝元 昌一郎

鹿児島市交通局バス燃料給油等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

鹿児島市交通局バス燃料給油等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する業務名等

- (1) 業務名 鹿児島市交通局バス燃料給油等業務
- (2) 業務場所 鹿児島市交通局指定場所
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要

ア バス燃料給油等業務

- ①新栄営業所給油施設の地下燃料タンク残量の測定（始業時に行う。）
- ②燃料使用量確認及び燃料レジスター記録紙の回収・取替
- ③バス（軽油使用の公用車含む）への燃料給油
- ④燃料及びエンジンオイルの車号・営業所別使用量の帳票整理
- ⑤油脂（エンジンオイル及びブレーキオイル等）の在庫確認及び補充
- ⑥尿素補充
- ⑦入庫時における格納位置の指示
- ⑧金庫脱着のための鍵の受渡し
- ⑨上記①から⑧に付随する業務

イ 業務時間等

- ① 作業は毎日行うものとする。
- ② 燃料給油等作業は、午前8時から午前11時30分まで及び平日は午後5時から午後11時まで、土日祝は午後6時から午後11時まで1名にて行うこと。
ただし、金庫脱着のための鍵の受渡しも上記作業時間に行うものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市に主たる事務所、営業所等を設置していること。
- (3) 本公告の日（以下「公告日」という。）現在において、甲種又は乙種第4類の危険物取扱者免許を保持している者を常時1名以上雇用していること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 公告日以後において、鹿児島市交通局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年3月31日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 公告日以後において、鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 公告日までに納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本業務委託の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参のうえ交通事業管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加することはできない。
 - ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては身分証明書（発行日から3月以内のもの。）
 - ウ 印鑑証明書（原本に限る。）
 - エ 市税の滞納がないことの証明（徴収猶予を受けている場合は猶予を受けていることが

確認できる証明書類)

オ 決算書（法人にあつては財務諸表〔貸借対照表・損益計算書〕、個人にあつては青色申告決算書等）直前1期分

カ 有資格者名簿（許認可証等の写しを添付すること）

キ 上記提出書類のうち令和6・7年度鹿児島市業務委託等入札参加資格審査申請の際、鹿児島市に提出しているものについては、省略することができる。

(2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 申請書等の交付及び受付期間

本公告の日から令和7年3月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申請書等の交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 申請書等の交付場所及び受付場所

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経営課財務係

(4) 提出部数 各1部

(5) その他

申請書及び申請関係書類の様式は、鹿児島市交通局ホームページ（<http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年3月17日（月）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に交通事業管理者に対して、当該理由について説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2) の説明を求められたときは、令和7年3月21日（金）までに書面により回答する。

6 仕様書の交付

申請書等の交付時に併せて交付する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年3月25日(火) 午前10時00分から
- (2) 場所 鹿児島市交通局3階 第3会議室
- (3) 入札参加者は、入札執行の際、事前に入札参加資格を有することの確認通知書の写しを契約担当職員に提示しなければならない。

9 入札方法

- (1) 電報、郵送及びファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。
- (2) 契約保証金
鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

11 最低制限価格

設定する。

12 開札の日時及び場所等

開札は、8に掲げる日時及び場所において行う。

13 入札の中止、延期

入札までにやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。

14 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者及び失格となった者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。
- (4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 本入札は、令和7年3月31日までに鹿児島市議会において令和7年度予算が可決されなかった場合は、無効とする。

1 5 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は失格とする。

1 6 問い合わせ先

〒890-0055 鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経営課財務係

電 話 099-257-2111（内線）256

FAX 099-258-6741